

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称  
川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
組合設立から平成三十六年三月
- 三 施行地区  
埼玉県川口市栄町三丁目の一部
- 四 事務所の所在地  
埼玉県川口市栄町三丁目十番三号
- 五 設立認可の年月日  
平成三十年三月三十日
- 六 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
この組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成三十年四月二十九日